

令和6年9月13日

建設コンサルタント業務登録業者の皆様へ

財務部 契約課

建設コンサルタント業務における最低制限価格率の見直しについて

標記の件について、下記のとおり見直すことしましたので、お知らせいたします。

記

(1) 改正内容

建設コンサルタント業務における最低制限価格率を以下のとおり改正します。

改正前	改正後
予定価格（税抜）× 80%	予定価格（税抜）× <u>81%</u>

※ 最低制限価格は、「最低制限基本価格（予定価格×81%）」に「ランダム係数（1.000～1.005）」を乗じたものになります。【最低制限価格＝最低制限基本価格×ランダム係数】

(2) 適用時期

令和6年10月1日以降に公告又は指名通知を行う案件から適用します。

以上

契約課（制度担当）
TEL：0956-24-1111
（内線 3207～3208）